

ものもひとつぜひその計画図の中に入れていただきたい。もしそれができないならば、他にそういう場所をぜひつくっていただいて、そうして名実ともにわが福生の市長は文化の面でもりっぱな関心があるということを如実に市民全般にお示しをいただきたいと思うのでございます。第四点はそれにつきましてのご回答をお願いいたします。

第五といたしましては、住民のための窓口の出張でございますが、将来の問題として研究したいということでございますので、これは私はけっこうなことでございます。あえていいますと実行しろというわけではございません。そうすることが、よく研究して少しでもそれが市民のためになれば、それはそれでよろしいわけでございます。どうぞ十分ご研究なさいます。市民のサービスのために努力をせひしていただきたい、かように考えるのでございます。再度答弁を求めまして終ります。

議長（末次性男君） ただいまから四時四十分まで休憩いたします。

午後四時二十九分休憩

午後四時四十分 開議

議長（末次性男君） 休憩前に引き続き一般質問を行ないますが、その前に時間の延長についておはかりいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 一般質問を引き続いて行ないます。

市長（石川常太郎君登壇） 再度ご答弁申しあげます。

西口の事務局につきましては、ただいまどのような組織ということとは考えておりませんけれども、ご迷惑のかからないように推進できるとような組織にしたいと考えております。

私道の舗装につきましては、ただいままでご寄付をいただいてから舗装をしていただいたわけですが、寄付をしていただいてから舗装するか、あるいはそのまま何らかの条件をつけて舗装するか等につきまして、建設委員会にいろいろおはかりをいたしたいと思う次第でございます。どうちみち積極的にさしていただきたいと思っております次第でございます。

仮称スポーツセンターの音楽施設につきましては、まだ内容は将来完全な文化センターであるとか、あるいは市民会館であるとかいうものは、別個に建てたいと考えておるわけでございます。そこでこのたびのスポーツセンターにつきましては、まだ内容はつきりいたしておりませんので、これから議員諸氏にお考えをいただく段階でございますので、いろいろとお考えをいただきたいと思っております。今後完全な文化センターであるとか、あるいは完全な市民会館もつくる予定でございます。私がつくと申しましてはなはだせん越でございますが、五、六年先までは都のほうに折衝しておきませんとおくれますので、都のほうにいろいろ要

望を申しあげておる次第でございます。

たいへんぐどくなりますが、スポーツセンターの施設につきましては今後いろいろとご研究をしていただきたいと思っております。以上でございます。

九番(志村秀雄君) 二番の点の、先ほど何らかの方法によってその経済

が主体となるとか何とかいろいろなことがありますが、何らかの方法によって実現したいと、努力したいということでございます。ぐどく申しあげますが、とにかく福生の将来を支配するところの重要な問題でございますので、慎重にしかも積極的にこの問題につきまして努力をいたされますよう市長に特段の要望をいたしまして、二番の質問は終わります。

三番の道路の問題でございますが、建設委員会に付託していろいろ考えたいというふうなことでございます。どうかこの問題につきましては非常に市民も望んでおるようなところでございしますので、私道につきましても、私はぐどく申しあげますが、その私道もそれがその地主独自の地主のみの利便を供するというこ

とでなく、先ほど申しあげましたように公道としていらっしゃる。これは一般市民に必要であるというような観点から、どうぞこの問題につきましても建設委員会と申しましたけれども、市長においても積極的な努力をお願いして第三の道路の問題については質問を終わります。

第四の市民スポーツセンターのことです。私は先ほど音楽ということを申しあげましたが、決してこれは音楽のみに供する問題ではございませんし、いろいろ舞踊とか、いろいろな講演会とか、気軽に文化活動ができるものでございまして、音楽ということのみ限らず、その点を誤解のないようにご理解をいただきたいと思うのでございます。この点につきましてもどうぞ、もしその文化センターの中にそういうものを併設できないとするならば、もう少し駅に近い場所とかあるいは現在にありまする自治会館を改造するとか、何らかの方法によりましてそういう音響効果のりつはなホールの実現をぜひともお願いをいたしまして、この第四番の質問は終わります。

第五番は先ほどのお話でございますからよろしくでございます。いろいろありますがございしました。懇切なるご答弁をいただきまして心からお礼を申しあげます。どうぞ市長はじめ各課長におかれましては積極的に私が申しあげましたものにつきまして、ご努力をなされることを切に要望いたしましたので私の質問を終わります。

議長（末次性男君） 次に八番吉岡一三君。

（八番吉岡一三君登壇）

八番（吉岡一三君） 私吉岡でございます。長い先輩の方々のご質問に当たりましたので簡単に質問させていただきます。

私は福生市営グラウンドについて今後の市長の考えを質問いたします。

昨年福生市におかれましては、先輩の方々のご努力によりまして市制が誕生されましたが、牛浜駅東口においては商店街、またその先に住宅地、牛浜駅より三百メートルぐらいの近いところに

現在その中心地におきまして市営グラウンドがあります。またその市営グラウンドの横には市民会館、福祉会館、及び忠霊塔、福生市の重要な施設があるのであります。最近公園及び忠霊塔の中はおかげさまにてようやくくなりましたが、市営グラウンドについては十五年前よりいまだ同じようなグラウンドになっております。昨日も見ますれば、市営グラウンドと忠霊塔の中心地に市道があります。その市道の中には警察署と書かれて「痴漢にご注意」というような立て札があるのでございます。そこにおいて福生市におかれましては、牛浜駅より三百メートルの地点に「痴漢にご注意」というような地点があるのでございます。この地点においてはどのようなわけであるかということは、夜はグラウンドにおいては外灯が一つしかない。真暗であります。昨晚も私が巡回いたしましたところ、若い青少年が二、三人寄りまして、グラウンドのベンチの上で花火を上げて、暗いところでまたほかのようなことをやっていたかも知れません。私がことばをかけたら四人ばかりの人が逃げたような、このような実態がグラウンドにはあるわけでございます。ま

わりを見ればさわらの木が、十年も刈らなかつたようなさわらの木がこんもりと茂り、真暗な状態になっておるわけであります。このような状態になっておるので、たまたま痴漢が出るといふようなことにおいて、福生警察署においては「痴漢にご注意」といふようなことを標識看板を立てられておるのでございます。今後においてこのような実態、また朝晩横田基地に千人ぐらゐの通勤者が通路にして通勤しておるのでございます。今後の福生の発展におきまして、痴漢に注意というようなやぶのようなグラウンドにしておくというようなことに対して、私は今後市長に対して今後のグラウンドを、どういうお考えであるかといふことを質問したいわけでございます。第一番におきましては現在の状況のまま市長が考えておりますか。第二におきましては広大な敷地においてよりよく有効な設備に対し、市民の体育の育成を考えておりますか。第三に対しては野球場以外の使用を考えておりますか。グラウンドの周辺のことを考えておりますか。高度利用の周辺開発に考えておりますか。

この答弁をお聞きしたいわけでございます。何とぞ市長の答弁をわかりやすく、今後の方針をお聞きしたいものでございます。よろしく願います。

(市長石川常太郎君登壇)

市長(石川常太郎君) 答弁申し上げます。

貴重なご意見ご質問をいただきましてありがとうございます。いろいろ公害であるとか交通事故等の積極的な対処の方法といたしまして、スポーツの振興ということは非常に意味のあることだといふふうに考えておる次第でございます。

福生には野球場はいくつかございますが、考えてみますとなるほど陸上の競技場はないわけでございます。啓発されたわけでございますが、幸い牛浜のグラウンドはスタンドが相当広うございますので、スタンドを削りますれば野球のダイヤモンド以外に百メートルのコースあるいは二百メートルのコースが取れるのではないかと考えるわけでございますし、また水はけの非常に悪いんでございますが、一昨年排水管も通りましたので、土の入れかえあるいは排水の工事等もでき

るわけでございます。ただいま南の河川敷にグラウンドを増設しつつあるわけでございます。たいへん遠うございますので心配していただくわけでございますが、牛浜のグラウンドにそういうものが併設できればたいへん幸いと思うわけでございます。じきにというわけにもいきませんけれども、ただちにとりあえずスタンドを削って、グラウンドとして二百メートルのコースがとれるか否やというようなことを検討を始めて、なるべく早い時期に、もし可能であればぜひ一つやらしていただければ幸いと思うわけでございます。その節にはいろいろとご協力とご指導をいただきたいと思うわけでございます。なお牛浜駅の周辺につきまして痴漢が出るというようなことではななくちやいけないわけでございますが、街灯等あるいは木の手入れもいるわけでございますが、これにつきましても気をつけたいと思えます。

なお周辺の開発につきましては、牛浜駅の利用客の多いということが第一条件になるわけでございますので、岩田議員さんのご

質問にもございました下河原の田地等につきましてはおつきりしたことは申せませんけれども、なるべく牛浜駅を利用できるようなところにすれば一番いいわけでございます。そういうようなことを合わせて考えていかなければいけないというふうに考えておりますし、またバス会社等の牛浜駅乗り入れ等につきましても何年か前に高波議員さんのお話でやったことがございますのですが、利用者が少ないということでもまだ実現しないわけでございますけれども、このことも繞けて運動をしていかなければいけないことだと考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、オグラランドの高度利用ということにつきましてありがとうございます注意をいただきまして、たいへん感謝を申しあげる次第でございます。その節になりましたらぜひ一議員さん方のご協力をいただきたいと思う次第でございます。どうもありがとうございます。

○八番 (吉岡一三君) 早急にグランドの周辺のさわらとか、ま^たグラランドにおいては夜間の電燈二、三個増設していただき、周囲のさわら、

成り下がっているさわらに対しては短かく手入れをしていただくならば、なおかつそういうような住民の不安定な痴漢がでるといふようなことも事前として防犯になるんじゃないかということを考えておりますので、その点あしからず早急にご理解のことを実施していただきたい。こういうことを考えております。

○議長 (末次性男君) 以上で一般質問を終わります。

○議長 (末次性男君) 日程第四議案第三十七号福生市職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議事係をして議案の朗読をいたさせます。

(市川主事朗読) 省略

○議長 (末次性男君) 朗読は終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。企画調査室長大野

忠一君。

(企画調査室長大野忠一君登壇)

○企画調査室長大野忠一君) 議案三十七号福生市職員定数条例の一



部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

提案理由にありますように、後ほど提案されます監査員条例で事務局が設けられますと、事務局の職員が必要となってくるわけでございます。そこでこの定数条例の一部を改正しようとするものでございます。第二条は市長部局、それから議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会の事務局の定数が規定されておるわけでございます。それで六番に現在は水道事業の職員が六号として規程されておるわけでございますが、その六号に新しく監査委員の事務局の職員を三人増加をいたしたいというものでございます。したがって六号が七号に繰り下がるということでございます。水道事業の関係は三十八年で訂正はございません。現在合計定数が三百十六人でございますが、新しく三人加わりまして三百十九人にしようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたしたい次第でございます。

何とぞ慎重ご審議賜わりまして、原案のとおりご決定くだ

議長

(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。さるようお願い申しあげまして説明を終わらせていただきます。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(応答なし)

以上で質疑を終わります。

十二番

(木村秀雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十七号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君) おはかりいたします。ただいま森田秀雄君から所定の賛成者を得て本案は総務委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君) ご異議なしと認めます。よって議案第三十七号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

。議長(末次性男君) 日程第五議案第三十八号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。
議事係をして議案の朗読をいたさせます。

(市川主事朗読) 省略

。議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。 税務課長田村忠雄君。

(税務課長田村忠雄君登壇)

。税務課長(田村忠雄君) ご指名によりまして、議案第三十八号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして説明申しあげます。

提案理由といたしましては地方税法の一部改正に基づくものでございます。

内容について概要を申し上げます。

初めの第二十四条は市民税の非課税範囲の規程でございまして、障害者あるいは未青年者等につきましては、年間所得が三十二

福生町議会

万円までは非課税であったものを三十五万円に引き上げられた関係で改正しようとするものでございます。

それから次に四十条でございしますが、これは市民税の特別徴収の関係でございまして、給与所得者が中途退職した場合、従来はその翌月分からの月払い分があるときに限りまして、そのうちから一括して納入するように改められたわけでございます。

それから次に五十条及び五十条の二でございしますが、これは固定資産税の非課税の適用を受けようとするもの、及び適用を受けなくなったものの届け出の規程でございまして、これに健康保険組合等の所有する固定資産が加わったために追加しようとするものでございます。

次に八十七条の項でございしますが、これは電気がス税等の規程でございまして、これらの規程の中に法第三十一条という事項があるわけでございしますが、法第三十一条は一項から三項までになっておりますので、一項から三項をつけ加えようとするものでございます。

それから附則の十四項でございしますが、これは固定資産税の課

税標準の特例でございまして、今回の地方税法の改正によりまして電子計算機が新たに加えられた関係で一項目追加しようとするものでござい
います。

それから十六項でございしますが、これは市民税の課税標準の特例でございまして、従来もそうであったわけですが、少額配当所得に
対しましては課税されていなかったわけです。これを従来の制度をそ
のまま五十一年度まで延長するための改正でございします。

それから附則の二十二項でございしますが、これは配当控除の特例で
ございまして、証券投資信託による配当所得は所得税では、総合
課税とそれから源泉分離課税の選択方法が二つあるわけであ
りますが、所得税で総合課税を選択した者は、市民税におきましては
総所得金額に加入されるわけであ
るわけですが、この場合でも五十
年度までは配当控除は行なわれないとい
うことの改正でございします。

それから附則第二十三項及び二十六項でございしますが、これは譲渡
所得にかかる市民税の課税標準の特例でございまして、今回の地
方税法の改正によりまして、農業振興地域内の農地の譲渡につ

いての特別控除が認められるようになった関係で、これを追加す
るための改正でございします。

それから附則の三十項は市民税の課税標準の特例でございしまし
て、配当所得につきましては所得税では源泉分離課税を選択し
た場合であっても、市民税では総合課税にするんだという経過
措置でございします。

それから附則の第一条から三条までは、施行期日及び市民税
と、それから固定資産税に関する規程の適用について定めたも
のでございします。

以上でございしますが、慎重に審議の上原案とお
りご決定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わらせ
ていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質議を行ないます。

○十七番（関米吉君） 一つだけちょっと聞いておきたいんですが、二十四条の第
一項、この該当者はどのくらいあるんですか。ただいまの説明

、身体障害者ならびに未青年者の非課税を三十二万円を三十五万円に改めるという、この二十四条の対象者はどのくらいあるんですか。

○税務課長(田村忠雄君) はっきりちょっと覚えておりませんが、十人から十五、六人だと思います。

○十七番(関米吉君) いま私が、質問が間違っておりますか。あるいは聞き違いでしたか十名程度なんですか。この未青年者を含めましてもそんなものなんですか。

○税務課長(田村忠雄君) 失礼しました。障害者だけです。未青年者を含めましてかなりあると思います。

○十七番(関米吉君) それならわかります。

○二十一番(岩田博君) 議会運営委員長に質問いたしますが、これだけの条例改正を即決にした理由は何かお聞きしたいんですが。

○十三番(石川繁治君) 議会運営委員長といたしましては、委員会におはかりいたしました委員の皆さんの賛成によりまして即決をいたしましたので、ご承のほどをお願いいたします。

○二十一番(山田博君) ではいま関議員のご質問に関連いたしました、いまの該当者をはっきりと説明願いたいと思います。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午後 五時二十分 休憩

午後 五時三十分 開議
○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○二十番(山田博君) ただいま質問したときに条例改正でございしますので、担当課長がこの辺のことを説明できないように困ると思います。はっきりと言って……。条例改正は憲法の改正なんですから、ましてや本日は即決だというのですから。われわれ議員の質問に対して答えられないようじゃ困りますから今後気をつけてください。

○税務課長(田村忠雄君) たいへん不勉強でまことに申しわけございません。ただいま調べてまいりましたので数字を報告いたします。老年者が百五十人、寡婦が六十人、未青年者が八十人、障害者が十人五人で合計三百五名でございます。